

市有地先着順売払いについての案内書

先着順売払い物件を申込みされる方は、下記の条件事項を遵守して下さい。

申込者の資格

1. 申込みできるのは個人及び法人とします。ただし、下記項目に該当する者は参加できません。また、物件4及び物件5については宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有する個人及び法人で、自ら分筆後の土地を住宅の敷地として分譲する事業者とします。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者
 - (4) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
 - (6) 日本語を完全に理解できない者
 - (7) 納付すべき市町村税について滞納がある者
 - (8) その他市長が必要と認める事項に違反する者

物件申込及び購入者決定に関する事項

- 1 . 射水市ホームページに掲載された市有地購入申込書、誓約書、委任状（代理人に委任する場合に限る。）に必要事項を記入し、市町村税納税証明書、印鑑証明書及び住民票（法人の場合、登記事項全部証明書）宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し（物件4及び物件5）を添付して管財契約課に提出して下さい。書類には印鑑証明された印を押印して下さい。郵送による申込みは受け付けません。
- 2 . 申込書類を受付順に審査後、購入者を決定し決定通知書を送付いたします。

契約及び登記

- 1 . 売買契約は購入者決定通知を受けた日から30日以内に締結します。
- 2 . 契約当日に契約保証金（売買代金の10%）を納入して下さい。
- 3 . 売買代金完納後の所有権移転登記は市が行います。契約書に貼付する収入印紙並びに登録免許税等は購入者の負担となります。
- 4 . 各物件は売買代金完納後、現状有姿のまま引渡しをいたします。
- 5 . 各物件引渡し後、数量等契約内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

その他

- 1 . 現地説明会は開催いたしません。事前に現地をよく確認してから申込みを行って下さい。
- 2 . 原則として物件に関する土壌調査等は行っておりません。